

建設工事における
社会保険未加入対策
ガイドライン

平成29年1月
長門市

目 次

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	発注者による対策方針・・・・・・・・・・・・	1
	3-1 元請企業への対策	
	3-2 下請企業への対策	
	(ア) 一次下請企業への対策	
	(イ) 二次下請以降の企業への対策	
4	元請企業において留意すべき事項・・・・・・・・	3
	(ア) 社会保険等の加入状況の確認	
	(イ) 『特別の事情』により社会保険等未加入企業と 下請契約を締結しようとする場合	
5	社会保険未加入が確認された場合の対応・・・・・・・・	3
	(ア) 一次下請負企業への対応	
	(イ) 二次下請負以降の企業への対応	
	(ウ) 建設業許可権者への通報	
6	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
◆	発注者による社会保険加入状況確認フロー・・・・・・・・	5
◆	元請企業が『特別の事情』により 一次下請負契約を締結する場合・・・・・・・・	6
◆	建設業において加入しなければならない社会保険・・・・・・・・	7

1. 趣旨

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

この対策に際し、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、平成26年9月30日に改正された公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）においては、「公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請企業に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請も含めてその排除を図るものとする」とされたところである。

他方で、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められる。これについては、元請企業が下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況について確認すること等を内容とする建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）の改正が行われたところである。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会基本問題小委員会による「当面講ずべき施策のとりまとめ」（平成26年1月）においては、「平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」とされており、市が発注する建設工事においても本ガイドラインにより社会保険未加入対策に取り組むものである。

2. 対象

本ガイドラインの対象は、長門市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）とする。

3. 発注者による対策方針

3-1. 元請企業への対策

入札参加資格申請時に社会保険加入状況を確認し、「未加入」の企業へは入札参加資格を与えない。【平成29・30年度申請【建設工事】から適用】

3-2. 下請企業への対策

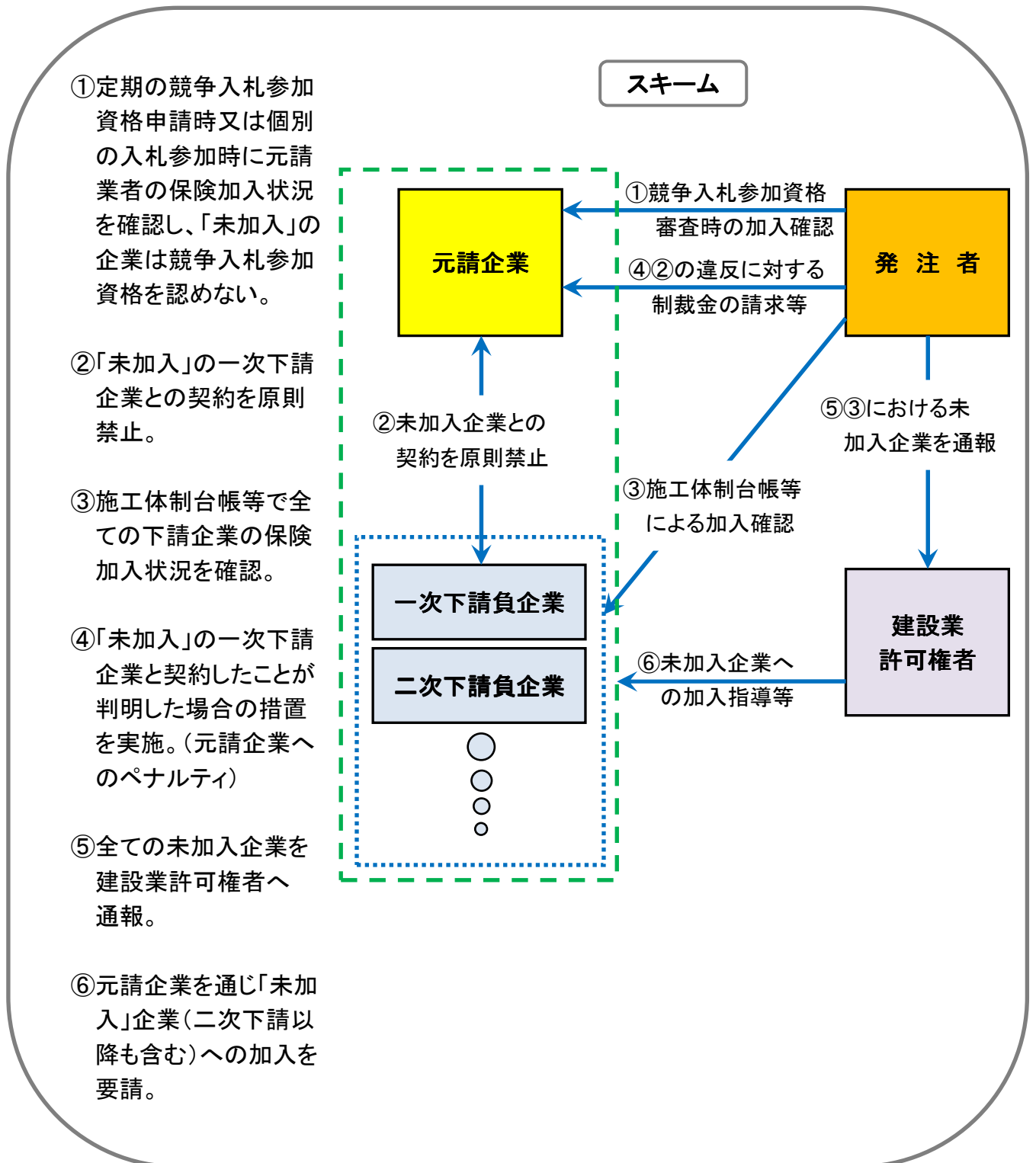
平成29年度以降発注する建設工事から、監督職員が「施工体制台帳」及び「再下請負通知書」（以下「提出書類」という。）により全ての下請企業について、社会保険加入状況を確認する。

(ア)一次下請企業への対策

提出書類により確認するとともに、別紙フロー①「発注者による社会保険加入状況確認フロー」により必要な対策を講じる。**【罰則あり】**

(イ)二次下請以降の企業への対策

提出書類により確認するとともに、「長門市請負工事に係る施工体制の確認基準」による現場確認時に社会保険加入状況を確認する。



4. 元請企業において留意すべき事項

(ア) 社会保険等の加入状況の確認

下請契約を締結する前に、相手方の社会保険等への加入状況について、保険料の領収済通知書等により確認したうえで、「施工体制台帳」を発注者に提出する。

(イ) 『特別の事情』により社会保険等未加入企業と下請契約を締結しようとする場合

『特別の事情』により、社会保険等未加入企業と下請契約を締結しようとする場合、当該建設業者と下請契約を締結しなければならない具体的な理由を記載した書面(理由書面)を、事前に発注者へ提出する。

⇒ 別紙フロー②『**特別の事情**』により**一次下請負契約を締結する場合**』

発注者が『特別の事情』があると認めた場合は、発注者が指定する期間内に社会保険等に加入することを条件に一次下請契約を認める。

5. 社会保険未加入が確認された場合の対応

(ア) 一次下請企業への対応

一次下請負企業が社会保険に未加入であった場合又は発注者が『特別の事情』を有すると認めたにもかかわらず、指定期間内に書類の提出が行われない場合、契約違反とみなし元請企業に対しペナルティ(※)を課すとともに財政課長に報告する。

※元請企業に課すペナルティ

① 制裁金の課金

契約担当者は、元請企業が工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している場合又は同条の2第2項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が提出期間内に書類を提出しなかった場合においては、様式第5号の通知により、受注者が社会保険未加入業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1を制裁金として徴収する。

●制裁金については、契約違反に対する違約金として取り扱う。

・科目区分 【款】…諸収入

【項】…雑入

【目】…違約金及び延納利息

② 指名停止措置

契約違反により、2週間以上4カ月以内の指名停止とする。

③ 工事成績評定点の減点

指名停止措置に伴い、10点から20点の減点とする。

(イ) 二次下請以降の企業への対応

二次下請以降の企業が未加入であった場合、財政課長に報告するとともに、元請企業を通じ社会保険への加入を要請する。

(ウ) 建設業許可権者への通報

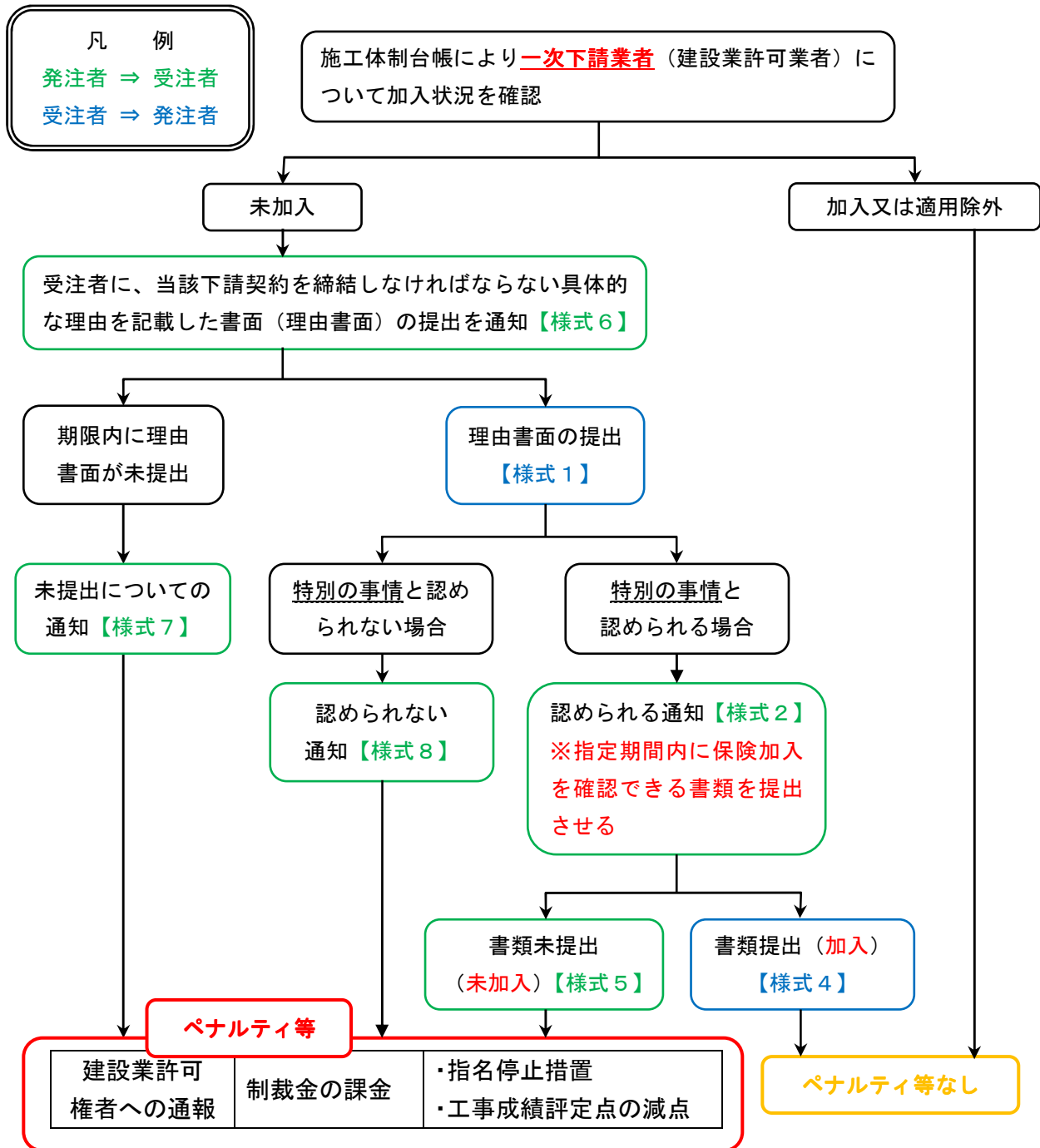
(ア) 又は(イ)により報告を受けた財政課長は、提出書類を基に必要事項の確認を行い、当該未加入企業が建設業許可業者であった場合には建設業許可権者へ通報する。

6. その他

本ガイドラインの対象となる下請企業は社会保険へ「未加入」の者とし、加入の義務のない「適用除外」の者に社会保険への加入を強いるものではない。

「建設業許可業者」以外の者が「未加入」であった場合、元請企業を通じ社会保険への加入を要請する。

◆発注者による社会保険加入状況確認フロー◆

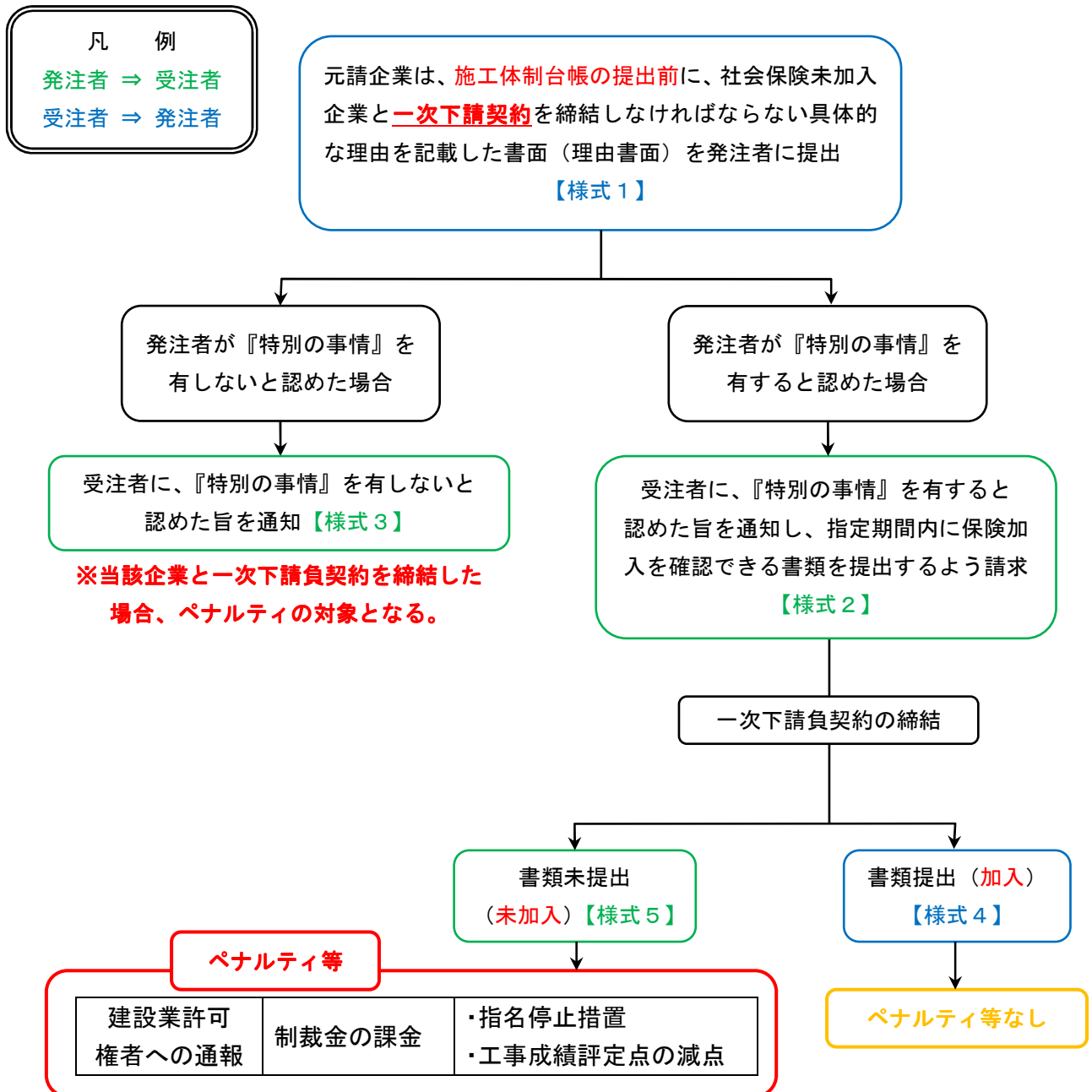


※「特別の事情」が認められる場合
 特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することができないことや、その下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合

※「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
- ・予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に下請として施工していた場合

◆元請企業が『特別の事情』により一次下請契約を締結する場合◆



◆建設業において適切に加入しなければならぬ社会保険◆

所属する事業所		就労形態	社会保険		適切な保険
事業所の形態	常用労働者の数		労働保険	医療保険(いずれかに加入)	
法人	1人～	常用労働者	雇用保険 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※2 	厚生年金
			—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※2
	5人～	常用労働者	雇用保険 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※2 	厚生年金
			1～4人	常用労働者	雇用保険 ※1
個人事業主	—	事業主、一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)※1 	国民年金
			—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)※1

※1:週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるかを問わない

※2:年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険(組合)に加入する

■ :事業主に従業員を加入させる義務があるもの

■ :個人で加入する義務があるもの